

平成25年4月30日
文 化 庁

我が国の推薦資産に係る世界遺産委員会諮問機関による 評価結果及び勧告について(速報)

今般、我が国から推薦を行っている2つの文化遺産「武家の古都・鎌倉」及び「富士山」についてICOMOSによる勧告がユネスコ世界遺産センターより通知されました。各遺産の推薦に係るこれまでの経緯と評価結果及び世界遺産委員会への勧告は下記のとおりです。

記

1. ICOMOSの評価結果及び勧告の内容(詳細は整理中)

「武家の古都・鎌倉」については、「不記載」が適当との勧告がなされた。

「富士山」については、三保松原を除き「記載」が適当との勧告がなされた。

(参考1) 諮問機関による評価結果の4つの区分

- ① 記載(Inscription): 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会(Referral): 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期(Deferral): より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載(Not to inscribe): 記載にふさわしくないもの。(世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。)

(参考2) International Council on Monuments and Sites(イコモス): 国際記念物遺跡会議
文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織(NGO)。本拠地はパリ。
1964年設立。

2. 「武家の古都・鎌倉」のこれまでの経緯

平成 4年10月	ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載
平成24年 1月	ユネスコへ推薦書を提出
平成24年 9月	ICOMOSの専門家による現地調査

3. 「富士山」のこれまでの経緯

平成19年 1月	ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載
平成24年 1月	ユネスコへ推薦書を提出
平成24年8~9月	ICOMOSの専門家による現地調査
平成24年12月	ICOMOSから追加情報の要請
平成25年 2月	ICOMOSへ追加情報を提出

4. 2つの遺産に係る今後の予定

第37回世界遺産委員会(平成25年6月16日~27日、於:プノンペン)において、ICOMOSの本勧告を踏まえ、世界遺産一覧表への記載の可否が決定される。

なお、世界遺産委員会による決議は、諮問機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「記載延期」、「不記載」の4区分によって行われる。

<担当>

文化庁文化財部記念物課

課 長 榎本 剛 (内線2873)

世界文化遺産室長 小林 万里子 (内線4784)

世界文化遺産推薦係主任 岡島 通子 (内線2877)

文化財調査官 西 和彦 (内線4763)

電話:03-5253-4111(代表) 03-6734-2877(直通)